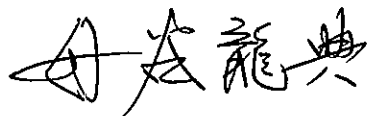


広島市議会規則第1号

令和7年3月27日

広島市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市議会議長



広島市議会会議規則の一部を改正する規則

広島市議会会議規則（昭和31年広島市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表各派幹事長会議の項中「各会派」を「所属議員が3人以上の会派」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和7年3月11日

広島市議会議長

母谷龍典様

提出者

広島市議会議員

山路英男 山内正晃

碓氷芳雄 中森辰一

桑田恭子 大田智弘

平野太祐 門田佳子

亀井一夫 大野耕平

石川さおり

広島市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

議員提出第 6 号議案

広島市議会会議規則の一部改正について

広島市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市議会会議規則の一部を改正する規則

広島市議会会議規則（昭和 3 1 年広島市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表各派幹事長会議の項中「各会派」を「所属議員が 3 人以上の会派」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

各派幹事長会議における意見調整を効率的に行うため、同会議の構成員を改める必要がある。